

広島県中学校教育研究会 技術・家庭部会規約

(広島県中学校技術・家庭科研究会規約)

第1条 本会は広島県中学校教育研究会の技術・家庭部会で広島県中学校技術・家庭科研究会という。

第2条 本会は県内公立中学校の技術・家庭科教育関係校長(教頭)ならびに教諭をもって構成する。

第3条 本会の事務局は、会長の指定する学校におく。

第4条 本会は広島県教育委員会の指導のもとに、自主的・創造的な教育活動を行い、会員の資質の向上と本教育の振興をはかることを目的とする。

第5条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1, 研究会および講習会の開催
- 2, 研究調査の実施
- 3, 本教育に必要な事業
- 4, その他必要な事業

第6条 本会には次の役員をおく。

- 1, 部会長 1名
- 2, 副部会長 4名
- 3, 顧問 若干名
- 4, 参与 若干名
- 5, 理事 若干名
- 6, 常任理事 若干名
- 7, 会計監査 2名
- 8, 事務局長 各1名, 事務局次長・事務局員 若干名
- 9, 研究委員長 各1名, 研究副委員長 若干名 研究委員(各郡市より)
- 10, 編集委員長 各1名, 編集副委員長 若干名 編集委員(各郡市より)
- 11, ものづくり委員長 各1名, ものづくり副委員長 若干名 ものづくり委員(各郡市より)

第7条 役員を選任は次の通りとする。

- 1, 部会長, 副部会長は理事研修会で選任する。
- 2, 顧問は理事研修会の推薦により, 部会長がこれを委嘱する。
- 3, 参与は各郡市の中学校長会長を推す。
- 4, 理事は各郡市中学校技術・家庭科研究会の中より校長(教頭), 技術分野・家庭分野各1名の計3名の代表者(ただし広島市は3名以上)をもってこれにあたる。
- 5, 常任理事は各ブロック毎に理事の互選によるもの各3名をもってこれにあたる。
- 6, 会計監査は理事研修会で選出する。
- 7, 事務局は, 会長が委嘱した事務局長・事務局次長・事務局員, 研究委員長・研究副委員長, 編集委員長・編集副委員長, ものづくり委員長・ものづくり副委員長をもってこれにあたる。
- 8, 研究委員, 編集委員, ものづくり委員は, それぞれ各ブロック(各郡市)毎に技術分野・家庭分野各1名(ただし広島市は1名以上)と部会長が委嘱した委員長・副委員長の若干名をもってこれにあたる。

ブロックとは、広島・芸北、呉・賀茂、尾三、福山、備北、広島市とする。

役員任期はいずれも1年とする。ただし再選は妨げない。補欠による任期は前任者の残余期間とする。

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1, 部会長は本会を代表し, すべての会議を招集する。
- 2, 副部会長は部会長を補佐し, 部会長に事故があるときは, これを代理する。
- 3, 参与は本会の運営に参与する。
- 4, 理事は理事研修会を構成し, 本会の運営について審議決定する。
- 5, 常任理事研修会は本会の業務を執行する。緊急事項は審議決定できるが, そのことについては次回の理事研修会の承認を受けねばならない。
- 6, 会計監査は事務ならびに会計を監査する。
- 7, 事務局員は会務を分掌する。
- 8, 研究委員は本会研究の発展のため, 研究・推進にあたる。
- 9, 編集委員は技術・家庭科ノート編集作業ならびに改訂作業にあたる。
- 10, ものづくり委員は全国中学生創造ものづくり教育フェア等の広報と県内大会の運営, 展示・出品する作品の収集と審査等にあたる。

第9条 本会の会議は次の通りとする。

- | | |
|-------------------------|----------------|
| 1, 理事研修会 | 年3回開くことを原則とする。 |
| 2, 常任理事研修会 | 必要に応じてこれを開催する。 |
| 3, 事務局会 | 必要に応じてこれを開催する。 |
| 4, 研究委員会・編集委員会・ものづくり委員会 | 必要に応じてこれを開催する。 |

第10条 本会の発展充実のため特に尽力されたと認められる会員は表彰するものとする。表彰者の決定は理事研修会に一任する。

第11条 本会の経費は, 会費およびその他の収入による。

第12条 本会の事業年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(付 則)

第13条 本会の運営上, 必要あるときは別に細則を設けることができる。

第14条 本規約の改変は, 理事研修会の決議を経て, 県教育委員会の承認を得るものとする。

第15条 表彰規定
会員退職者には感謝状を送る。

第16条 慶弔規定
1, 現職会員が死亡された場合には, 各理事からの報告により事務局長が部会長の承認を経て弔電を打つ。
2, 本会において, 多大な貢献をされた方が死亡された場合は, 事務局長が部会長の承認を経て弔電などを行う。

- | | | | |
|------------|-------|----------|------------------|
| 本会規約は昭和53年 | 5月 | 日より施行する。 | |
| 本会規約は平城4年 | 3月13日 | より施行する。 | (改正2.6.7.8.9条) |
| 本会規約は平成5年 | 3月11日 | より施行する。 | (改正7.15.16条) |
| 本会規約は平成12年 | 9月5日 | より施行する。 | (改正1.4.11条) |
| 本会規約は平成13年 | 3月14日 | より施行する。 | (改正部会名) |
| 本会規約は平成13年 | 6月8日 | より施行する。 | (改正6.7条) |
| 本会規約は平成16年 | 3月16日 | より施行する。 | (改正6.7.8.9条) |
| 本会規約は平成20年 | 3月18日 | より施行する。 | (改正6.7.8条) |
| 本会規約は平成21年 | 3月18日 | より施行する。 | (改正7.8.9.10.14条) |
| 本会規約は平成22年 | 3月17日 | より施行する。 | (改正7条) |
| 本会規約は平成24年 | 3月14日 | より施行する。 | (改正7.14条) |